

ケーブルプラス電話サービス利用規約

第1条（総則）

株式会社長崎ケーブルメディア（以下「当社」といいます。）は、KDDI株式会社が別に定めるケーブルプラス電話サービス契約約款（以下「約款」といいます。）に基づき提供する「ケーブルプラス電話サービス」（以下「電話サービス」といいます。）における端末設備の提供及び当社所定の工事（以下「本サービス」といいます。）に関して、当社所定の申込手続を完了し利用する者（以下「利用者」といいます。）に対し、以下のとおりケーブルプラス電話サービス利用規約（以下「本規約」といいます。）を定めるものとします。

2 利用者は、本規約の規定が約款の規定と矛盾又は抵触する場合は、約款の規定が本規約の規定に優先して適用されることを確認するものとします。

3 利用者は、約款及び本規約のほか、定めのない事項については、長崎ケーブルメディア 総合契約約款が適用されることを確認するものとします。

4 当社は、本規約を変更することがあります。なお、この場合には、変更後の新規約を適用するものとします。

第2条（用語の定義）

本規約において使用する用語は、本規約で別段の定めがない限り、約款で使用する用語の意味に従います。

第3条（サービスの内容）

本サービスの内容は、次の各号に規定します。

（1）当社から電話サービスの提供を受けるために必要となる約款別記18で規定する端末設備を利用者に貸与するサービス（以下「端末設備貸出サービス」といいます。）

（2）電話サービスの提供を受けるために必要な電話接続回線の屋外・屋内配線、端末装置・端末設備の設置に係わる工事及び保守等の一部を行うサービス（以下「工事サービス」といいます。）

第4条（利用申込）

本サービスの利用を希望する者（以下「申込者」といいます。）は、約款及び本規約並びに長崎ケーブルメディア 総合契約約款に同意の上、当社所定の手続に従って利用申込を行うものとします。

2 当社は、前項の規定にかかわらず、申込者が次の各号のいずれかに該当すると判断した場合には、その利用申込を承認しないことがあります。また、当社は承認後においても次の各号のいずれかに該当する事実が判明した場合には、違約の責を負うことなく、その承認を取消すことができるものとします。

（1）申込者とKDDI株式会社の間において、電話サービスに係わる契約が締結されていない場合

（2）申込者が、虚偽の内容を当社に申し、又はそのおそれがある場合

（3）申込者が、当社が提供するサービスの料金の支払を現に怠り、又はそのおそれがある場合

（4）過去に申込者の責めに帰すべき事由により、当社と申込者との間において締結していた本サービスの提供を受けるための契約（以下「利用契約」といいます。）が解除され、又は申込者に対する本サービスの提供が停止されたことがある場合

（5）その他、本サービスの遂行上又は技術上の支障を生じるおそれがあると当社が判断した場合

第5条（端末設備貸出サービス）

当社は、本規約第4条（利用申込）の規定に従い利用契約が成立した場合は、約款及び後述「端末設備貸出サービスに関する契約条項」に基づき、端末設備貸出サービスを利用者に提供します。なお、端末設備の所有権は当社に帰属し、利用契約が解約又は解除された場合、利用者は直ちに端末設備を当社に返却するものとします。なお、当社に返却がない場合は、当社は別に定める損害金を請求します。

第6条（工事サービス）

当社は、本規約第4条（利用申込）の規定に従い利用契約が成立した場合は、本規約に基づき、当社又は当社が指定する者により、工事サービスを実施するものとします。

第7条（工事費）

利用者は、当社が工事サービスの実施を完了した場合、当該工事サービスに関する料金（以下「工事費」といいます。）を当社に支払う義務が発生します。

第8条（債権の譲渡等）

利用者は、当社がKDDI株式会社の債権（以下「電話サービス料金」といいます。）を約款の規定により譲り受け、利用者に請求することを承諾するものとします。この場合、当社及びKDDI株式会社は、利用者への個別の通知又は譲渡承認の請求を省略するものとします。

第9条（料金の支払等）

利用者は、電話サービス料金及び別表1に規定する工事費を当社に支払うものとします。

2 利用者は、国際通話料金を除き、消費税相当額を負担するものとします。

3 利用者は、当社が電話サービスの提供を開始した日から、電話サービスの解約があった日までの期間については、通話の有無にかかわらず、電話サービス料金を当社に支払うものとします。

第10条（利用者の義務）

利用者は、電話接続回線の終端のある構内（これに準ずる区域を含みます。）又は建物内等において、当社が電話接続回線、屋外・屋内配線及び端末装置・端末設備等を設置するために必要な場所を無償で提供するものとします。

2 当社は、機器の設置、撤去、保守等の工事、点検等を行うために、必要がある場合は、利用者の承認を得て利用者が所有又は占有する敷地、家屋、構築物等に立ち入り、又はこれら及び電気等を無償で使用できるものとします。この場合において地主、家主、管理組合その他利害関係人がある場合は、利用者は予めその承認を得ておくものとし、利害関係人との交渉に関して責任を負うものとします。

3 利用者は、電話接続回線の終端のある構内（これに準ずる区域を含みます。）又は建物内等において、当社の電気通信設備を設置するために構内交換機や管路等の特別な設備を使用することを希望する場合は、自己の負担によりその特別な設備を設置するものとします。

4 利用者は、当社が提供した端末装置・端末設備を移動、取外し、変更、分解若しくは損壊、又は線条その他の導体を接続しないものとします。

5 利用者は、故意又は過失により端末装置・端末設備を故障又は破損させた場合は、修理に係わる実費相当分を、また、紛失及び修理不能による場合は、当社が別に定める料金を当社に支払うものとします。

第11条（利用契約の解約又は解除）

利用者は、利用契約を解約しようとするときは、当社所定の方法にてその旨を通知するものとします。

2 当社は、利用者が本規約（本規約において準用している規定を含みます。）に違反した場合は、その利用契約を解除します。

3 利用契約が解約又は解除されるときは、当社又は当社の指定する者により、当社が設置した屋外・屋内配線及び端末装置・端末設備等を撤去するものとし、利用者はその撤去に係わる工事費を当社に支払うものとします。また、撤去に伴い、利用者が所有又は占有する土地、建物又はその他の工作物等の復旧を要する場合、その復旧に係わる費用については、利用者が負担するものとします。

第12条（利用契約の終了）

利用者とKDDI株式会社の電話サービスに係わる契約が終了した場合は、利用契約も終了します。

第13条（協議）

利用者及び当社は、本規約に定めのない事項又は本規約の各条項に疑義が生じた場合、誠意をもって協議の上、解決するものとします。

附 則

長崎ケーブルメディア 総合契約約款第32条（延滞処理）で定めるものとしている延滞手数料については、別表2に規定するところによります。（実施期日）

本規約は、平成20年10月1日より実施します。

本規約は、平成25年2月18日より改訂の上、実施します。

本規約は、平成26年4月1日より改訂の上、実施します。

本規約は、平成29年8月1日より改訂の上、実施します。

本規約は、平成30年（2018年）4月1日より改訂の上、実施します。

本規約は、2019年7月1日より改訂の上、実施します。

本規約は、2019年10月1日より改訂の上、実施します。

端末設備貸出サービスに関する契約条項

1 端末設備機器の貸出

当社は、利用者に対し、その利用者との間で締結しているケーブルプラス電話契約につき、当社が別途指定するEMTA又はホームゲートウェイ（種類の異なる複数のネットワークを接続するための機器であって、通信プロトコル変換及びIPルーティング等の機能を有するものをいいます。以下「端末設備」といいます。）を無償で貸与します。

2 端末設備の設置及び撤去等

（1）当社は、前項に基づき、利用者に貸与する端末設備を利用者が指定した設置場所（電話サービスの提供を受けられることができる場所に限りません。）に設置し、その設置した日から利用者に対する当該端末設備の貸与が開始されるものとします。

（2）利用者は、端末設備と利用者の機器とを接続しようとする場合は、その接続方法及び設定内容等について、当社の指示に従うものとします。

（3）利用者は、端末設備と利用者の機器との接続に必要な物品等、及び端末設備を使用するにあたり必要となる電源等について、利用者自らの責任と費用負担で準備するものとします。

（4）当社は、利用者に対して、貸与開始において端末設備が正常な機能を備えていることのみを担保し、端末設備の商品性及び利用者の使用目的への適合性については、一切担保しないものとします。

3 端末設備の使用及び維持管理等

（1）利用者は、使用上の注意事項を厳守し、善良な管理者の注意をもって端末設備を使用及び維持管理するものとします。

（2）利用者は、端末設備を第三者に譲渡し、転貸し、自己若しくは第三者のための担保として提供し、又は使用させ、端末設備を改造若しくは改変し、又は利用者が利用契約において指定した当該端末設備の設置場所以外の場所に移転してはならないものとします。また、利用者は、電話サービスを利用する目的以外に端末設備を使用してはならないものとします。

（3）利用者は、端末設備に故障、滅失又は毀損等が生じた場合は、直ちにその旨を当社に通知するものとします。当社は、その通知を受領後、故障品と同一機種又はほぼ同等の機能を有する正常な端末設備（以下「代品」といいます。）を提供し、利用者は、故障又は毀損等が生じた端末設備（以下「故障品」といいます。）を当社に返却するものとします。

（4）当社は、前号の規定にかかわらず、利用者の責に帰すべき事由により、端末設備に故障、滅失又は毀損等が生じた場合は、利用者に対して、別表3に規定する損害金を請求できるものとします。

4 端末設備の返還等

（1）利用者は、解約等の理由で端末設備の返還が必要となった場合には、その旨を速やかに当社へ連絡し、端末設備の返還に係わる工事の依頼を行うものとします。

（2）端末設備の返還に係わる工事は、当社が特別と認める場合を除き、当社又は当社が指定する者が行うものとします。

5 責任の制限

（1）当社及びKDDI株式会社（以下「当社等」といいます。）は、当社等の責めに帰すべき事由に基づく端末設備の故障、滅失又は毀損等により利用者が損害を被った場合、約款に規定された電話サービスに係わる定額利用料に相当する額を限度としてその損害を賠償します。ただし、当社等に故意又は重大な過失がある場合は、この限りではありません。

（2）当社等は、端末設備の修理等に当たって、当社等の責めに帰すべき事由により利用者の機器その他の物品等に損害を与えた場合、約款に規定された電話サービスに係わる定額利用料に相当する額を限度として損害を賠償します。ただし、当社等に故意又は重大な過失がある場合は、この限りではありません。

（3）当社等は、前2号の場合において、当社等の責めに帰すべからざる事由により利用者が被った損害について、いかなる責任も負わないものとします。

（4）当社等は、利用者の責めに帰すべからざる事由により、端末設備を全く使用することができない状態（端末設備を全く使用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。）が生じた場合で、そのことを当社等が知った時刻から起算して24時間以上その状態が連続した場合は、そのことを当社等が知った時刻以降の使用できなかった時間（24時間の倍数である部分に限ります。）について、24時間ごとに日数を計算し、その日数に対応する約款に規定された電話サービスに係わる定額利用料の支払を要しないものとします。ただし、当社等の故意又は重大な過失により、端末設備を全く利用できない状態が生じた場合は、そのことを当社等が知った時刻以降の使用できなかった時間について、その時間に対応する約款に規定された電話サービスに係わる定額利用料の支払を要しないものとします。

6 協議

利用者及び当社等は、本条項に定めのない事項又は各条項に疑義が生じた場合、誠意をもって協議の上、解決するものとします。

附 則

（実施期日）

本条項は、平成29年8月1日より改訂の上、実施します。

本条項は、2019年7月1日より改訂の上、実施します。

別表1 工事に関する費用

区 分	対象者	工事内容	単 位	料 金
本サービスの加入時	CATV既加入者	追加工事	1ケーブルプラス 接続回線ごと	実 費
	CATV新規加入者	新規工事		
本サービスの解約時	ケーブルプラス 電話利用者	端末撤去工事	1ケーブルプラス 接続回線ごと	2,000円 (税込2,200円)

別表2 延滞手数料

項 目	料 金
延滞手数料	200円 (税込220円) /回

別表3 損害金

機器名	料 金
EMTA	10,000円/台
ホームゲートウェイ	15,000円/台

※表記税込金額は消費税10%込みの金額です。消費税率の改正があった場合は改正後の税率によります。また、前納されている場合には消費税額の差額をご請求することがあります。